



国勢調査 2025

国勢調査員になりませんか

問い合わせ 経営政策課 ☎9122

10月1日に実施される国勢調査の調査員を募集します。

◆ 主な仕事の内容 ◆

- ①事務打ち合わせに参加
- ②担当調査区を現地確認し、地図を作成
- ③各世帯を訪問し、調査票を配布
- ④調査票の回収（インターネット・郵送回答以外）
- ⑤調査票の審査・整理
- ⑥調査関係書類を市に提出

◆ 要 件 ◆

- ①責任を持って調査事務を遂行できる、原則、20歳以上の人（学生可）
- ②守秘義務を遵守できる人
- ③心身ともに健康な人
- ④警察・選挙に直接関わる仕事に従事していない人
- ⑤暴力団や反社会的勢力ではない人

◆ 活動期間 ◆

8～10月 ※毎日の活動ではなく、期間の中で自身の都合を調整しながら活動できます

◆ 募集地域 ◆

市内全域（1人当たりおおむね2調査区担当）
※応募のときに希望の地域を確認します
※同じ地域に希望者が多い場合などは、調整することがあります
※1調査区当たり50～100件程度です

◆ 報 酬 ◆

担当調査区の数などにより国の基準額を支給（1調査区の場合、3～5万円程度）

◆ 募集締め切り ◆

6月末まで

◆ 応募方法 ◆

二次元コードから、
または経営政策課まで電話で。

応募フォーム▶



国勢調査とは

国勢調査は、国を挙げての一大プロジェクト

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づいて、5年に1度実施されます。国勢調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとしてだけでなく、民間企業や学術研究など、あらゆる分野で幅広く活用されます。



詳しくはこちら▶



国勢調査サポーター企業・団体募集中

国勢調査を円滑に実施するため、従業員に対する調査回答促進などの活動を行うサポーター企業・団体を募集しています。
登録した企業・団体には広報素材が提供されます。また、希望に応じて「国勢調査2025キャンペーンサイト」に企業・団体名を掲載できます。活動内容に応じて総務省より感謝状を贈呈予定です。

■活動内容例

- ①回答の呼びかけ
- ②インターネット回答の推進
- ③ポスター・動画の掲載
- ④リーフレットの配布

詳しくは、
二次元コードから
確認してください▶



振り仮名の通知を 必ず確認してください

戸籍に
振り仮名が
記載され
ます

問い合わせ 市民課 ☎9134

5月26日(月)に戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）が施行されます。これまで、戸籍に氏名の振り仮名は記載されていませんでしたが、改正法の施行により、新たに氏名の振り仮名が記載され、戸籍上公証されることになります。

戸籍に記載する氏名の振り仮名は、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られます。

ただし、改正法が施行された時点で戸籍に記載されている人が、一般の読み方以外の氏の読み方または名の読み方を使用している場合は、その読み方が通用していることを証する書面を提出することで、その振り仮名を届け出ることができます。

改正法が施行された時点で戸籍に記載されている人の氏名の振り仮名が記載されるまでの流れは、次のとおりです。

◆記載されるまでの流れ

①振り仮名の通知

本籍地から、住民票の情報などを参考で作成された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が原則として筆頭者宛てに郵送されます。5月26日(月)以降、おおむね8月頃までに順次発送される予定です。

本籍地が廿日市市の人には、7月中旬頃に通知書を発送する予定です。

通知書は、戸籍単位で郵送し、戸籍内で同じ住所の人は一通につき4人まで記載されます。戸籍内で別住所の人は、住所ごとに郵送されます。

②振り仮名を確認

通知された氏や名の振り仮名が日常使用している振り仮名と同じ場合は、届け出は不要です。

通知された氏や名の振り仮名が日常使用している振り仮名と異なる場合には、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届け出をしてください。

通知書に記載された氏や名の届け出の期間は、改正法の施行日後1年以内（5月26日(月)から令和8年5月25日(月)まで）に限りです。

③市区町村長による 振り仮名の記載

改正法の施行日から1年以内に届け出がない場合は、①で通知した氏名の振り仮名が市区町村長により戸籍に記載されます。市区町村長が振り仮名を記載した場合は、その後1回に限り、振り仮名を変更する届け出ができます。

なお、既に届け出をした氏や名の振り仮名を変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

・届け出の方法 マイナポータル連携で、または市区町村窓口へ届け出、もしくは本籍地市区町村へ郵送。

・届け出をすることができる人

氏の名の振り仮名の届け出と、名の振り仮名の届け出は、それぞれ届出人が異なります。

※15歳未満の人の届け出は、親権者などの法定代理人が行うこととなります

氏の名の振り仮名

原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出をしてください。他の在籍している人と十分に相談し、届け出をお願いします。筆頭者が除籍されている場合はその配偶者が、その配偶者も除籍されている場合は子が届出人となります。

名の振り仮名

本人が届け出をしてください。

・届け出に必要なもの

氏や名の読み方が一般に認められているものではない場合には、現にその読み方を使用していることを証する資料（パスポートや預貯金通帳など）の写し

詳しくは、
法務省または
市ホームページを
確認してください▶



※改正法の施行後に、出生届や帰化届により初めて戸籍に記載される人は、その届け出と同時に振り仮名が記載されます